

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

小国町長 仁科洋一



市町村名 (市町村コード)	小国町 (06401)
地域名 (地域内農業集落名)	東南部地区 (町原、杉沢、新原、大滝、種沢、松岡、朝篠、伊佐領、綱木箱口)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和 6 年 12 月 11 日 (第 2 回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

地域の担い手への集約は一定程度進んでいるが、農地所有者の高齢化が進み、個人経営の場合は経営基盤が弱体化している。人口減少が進んでおり、次世代の担い手が不足している。山間部などの未整備圃場は、農業利用または維持管理のコストが大きくなっている。圃場整備済み箇所においては、取水、導水等の施設が老朽化とともに、圃場整備の時期が早い場所では現在の農業利用に適さない場所がある。

(2) 地域における農業の将来の在り方

法人化、大規模から小規模までの個人経営、新規就農者など多様な農業担い手を育成していく。大規模農業者への集約によりモザイク的になっている農地利用を、流域管理や作物集積の観点から再配置を進める。担い手農家の機械や技術導入等を支援することにより、町全体での新たな技術や取り組みを推進する。多面的機能支払交付金や中山間地域等支払交付金事業などの活用により、地域で農業基盤を維持管理する取り組みを進める。土壌、地盤の改良や圃場整備など農業基盤の整備に取り組む。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	266 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	117 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	17 ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農業振興地域の農用地区域とする。
なお、地域計画の区域外(農業振興地域の白地)においても多面的機能支払交付金を活用するなど集落営農に取り組む。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
農地所有者の高齢化が進んでおり、優良農地等の集積、集約を推進する。 担い手への集積、集約がある程度進んでおり、今後は、流域管理や作物集積の観点から再配置を進める。
(2)農地中間管理機構の活用方針
農地の効率的かつ総合的な利用を図るために、農地中間管理事業の活用を基本に、農家の意向や農地の環境等により農地法第3条による権利移動を図り、農地の集積を推進する。
(3)基盤整備事業への取組方針
老朽化した用排水路や耕土条件の改良、2次改良圃場整備等に取り組んでいく。 農業以外の多目的な幹線用水路については、地域や他業種など多様な人が関わる管理体制を作っていく。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
地域内、地域外からの出作入作により農業経営体を確保する。 現在の担い手のノウハウや資機材を活用した新規就農者等の育成を行う。 大規模農家、中小規模農家が相互に農作業で連携することにより、役割や機能を補完していく。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
農地条件が異なる圃場が多く、農業サービス事業者の成立が難しい状況にあるが、資機材の効率的な運用を図るため、事業体間で作業の委託や融通を行っていく。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

☒ ①鳥獣被害防止対策	☒ ②有機・減農薬・減肥料	☒ ③スマート農業	☒ ④畑地化・輸出等	☐ ⑤果樹等
☐ ⑥燃料・資源作物等	☒ ⑦保全・管理等	☒ ⑧農業用施設	☒ ⑨耕畜連携等	☐ ⑩その他

【選択した上記の取組方針】

電気柵の設置、追い払いの実施等の対策を行うほか、有害鳥獣の駆除のための人材育成、組織体制づくりを継続して行う。

有機・減農薬については、付加価値の向上や生産コストの低減など多様な目的の取組を行っていく。

スマート農業については、作業効率や水管理の向上に向け、必要な取組を行う。

水利条件に応じて、水稻と牧草や畑作等の土地利用を誘導し、作物ごとの集約化を促進する。農地の条件に応じて、野菜、花き等の集約的な作物と、そば、大豆、子実用トウモロコシ等の集団的な作物を導入する。

山地や住宅地との境界部に点在する圃場、水利や土壌環境の条件が悪い圃場で、作付けが難しい場合は保全、管理に移行する。

導水路等の共同施設について、集落等での保全、管理を行う。

飼料自給を行う畜産農家もあるが、飼料供給を行う農家も少なくない状況にあり、作付け計画や農業機械、作業の効率の上から、連携を行っていく。